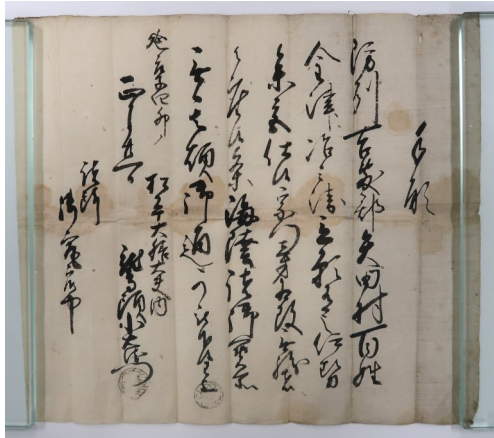


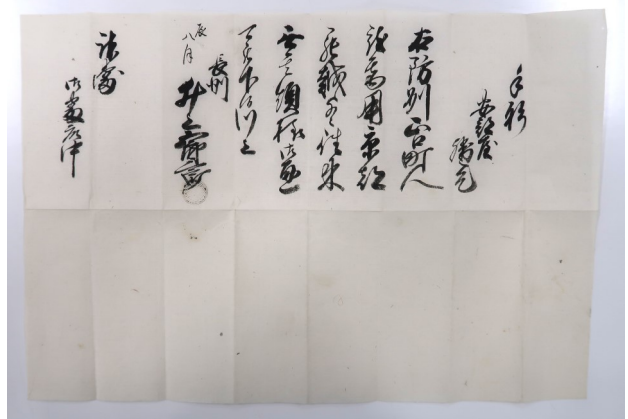
令和8年度(2026)第3回 資料小展示 (5/30~6/25)

萩藩領の往来手形

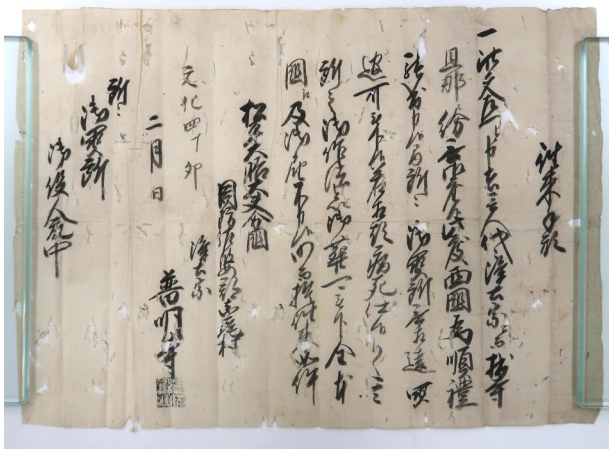
～旅の必須アイテム～



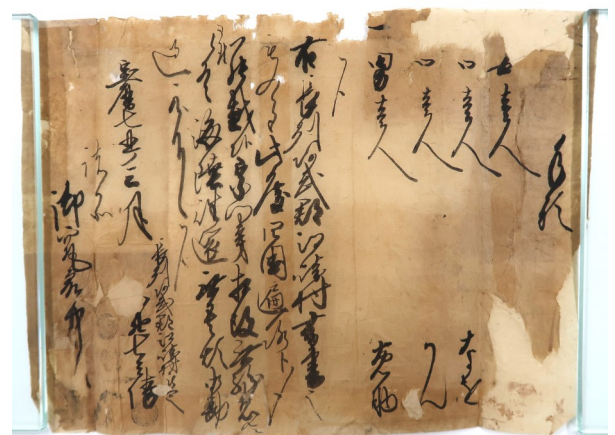
代官発給の往来手形



代官発給の往来手形



旦那寺発給の往来手形



庄屋発給の往来手形

江戸時代中期になると、百姓・町人が寺社参詣や物見遊山の旅にさかんに出るようになりました。その際、身元を証明する往来手形の持参が必要でした。萩藩では代官・町奉行が発給する原則でしたが、実際には旦那寺や庄屋が発給した case もありました。当館資料の中から萩藩領内で発給されたいろいろな往来手形を紹介します。

👉 萩藩のルール

17C中期、2代萩藩主毛利綱広時代に定められた「万治制法」の中に、町人・百姓が他国へ出る際は、藩発給の「手形」を必要とするという条文があります。他国行きの理由、行先、期間を示し、町方は町年寄、在方は庄屋が奥書した書類を藩に提出し、問題無ければ「都合人」(代官・町奉行)から「手形」を出し出国させると定めています。萩藩の場合、他国行きの「手形」は代官・町奉行の発給が原則でした。

👉 旦那寺発給の往来手形

一方、当館に残る萩藩領の往来手形には、旦那寺が発給したものが多く残っています。檀家が他村へ転居や寄留する際、寺が寺請証文(宗旨送状)を発給することから、この制度が準用され、旦那寺が往来手形を発給したようです。

👉 庄屋発給の往来手形

数は少ないですが、庄屋が発給した往来手形も残っています。萩藩は、国境近くの百姓や商人が諸用や商売で国境を越える場合、そのたびに藩の許可を得ると手間がかかるため、便宜的に、庄屋らが承知し、本人の請状を取り、後日庄屋から藩に報告する形でもよいとしていました。このルールが準用され、庄屋が他国行の往来手形を発給するケースもあったようです。

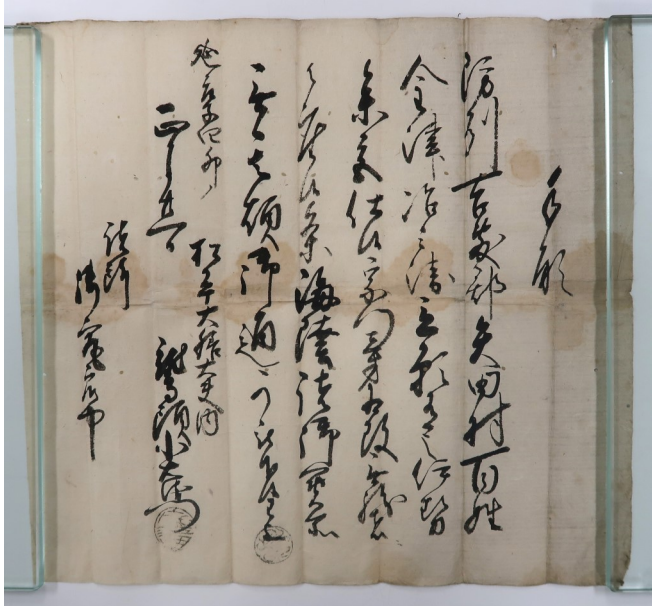
👉 往来手形をめぐる藩と百姓・町人

原則を重視する藩上層部は、代官への通達の中で、百姓たちが寺発給の往来手形で旅に出ることを「はなはだけしからんことだ」と批判しています。しかし百姓・町人たちは、藩から往来手形を発給してもらおうと手間がかかり面倒なため、旦那寺に往来手形を発給してもらい旅に出る場合が多かったようです。

代官・町奉行も、次第に多くの百姓・町人が旅に出ようとする中で、そのすべてを吟味し往来手形を発給する作業は負担に感じたはずです。百姓たちが「抜け参り」(往来手形無しでの寺社参詣)するよりは、旦那寺や庄屋が発給する往来手形でも所持させた方がとよいと考え、そうした手形発給を黙認していたのではないのでしょうか。

1 代官発給の往来手形(1) 延享4年(1747)／金津家文書400

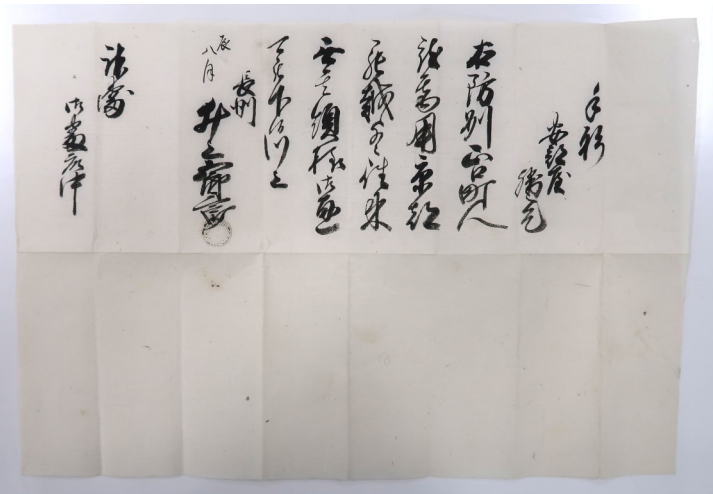
山口代官が吉敷郡矢田村(現山口市)の百姓金津治兵衛に発給した往来手形です。治兵衛が伊勢参宮の旅に出ること、宗旨に問題ない(キリシタンではない)者なので関所通行を許可してほしい旨が記されています。当館所蔵するものの中で最も時代が古い往来手形です。



手形
防州吉敷郡矢田村百姓
金津治兵衛立願有之伊勢
参宮仕候、宗門旁相改無紛者
御座候条、海陸諸御関所
無其煩御通可被下候、已上
延享四卯ノ 松平大膳大夫内
正月廿一日 鷺頭小右衛門 ㊟
諸所
御究衆中

2 代官発給の往来手形(2) 明治元年(1868)／安部家文書537

山口代官が山口町人安部屋勝之允へ発給した往来手形です。彼が商用で京都に行くため発給されています。1の往来手形が縦紙形式であるのに対し、こちらは折紙形式です。代官発給の往来手形にも形式はさまざまなものがあつたようです。

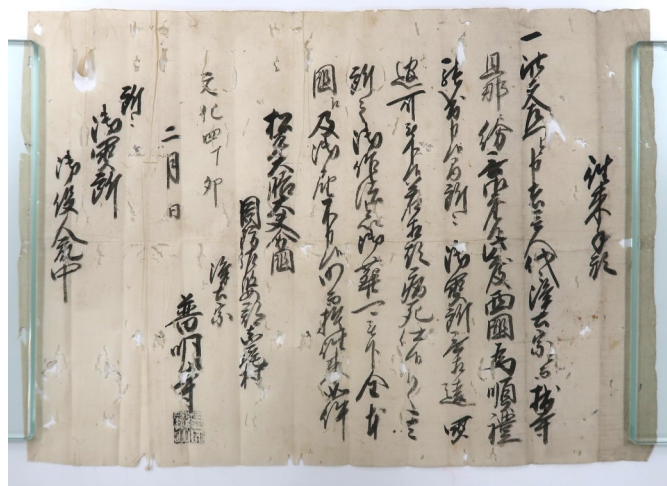


手形
安部屋
勝之允
右防州山口町人
就商用京都
罷越候条、往来
無其煩様御通
可被下候、以上
辰八月 長州
井上五郎三郎 ㊟
諸處
御番衆中

3 旦那寺発給の往来手形

文化4年(1807)／尾崎家文書9

佐波郡真尾村（現防府市）の普明寺が檀家の文左衛門に発給した往来手形です。身元証明、旅の目的、一宿の提供依頼などの文言があります。また、本人病死の時は地域の作法で埋葬されて構わないとし、その後の連絡も不要としています。このような文言のある往来手形は「捨往来」とも呼ばれます。



往来手形

一此文左衛門と申者老人、代々浄土宗ニ而拙寺

旦那ニ紛無御座候、此度西国為巡礼

罷出申候間、所々御関所無相違関

過可被下候、若相煩病死仕候ハ、其

所之御作法を以御葬可被下、全本

国江及御届不申候、仍而捨往来如件

松平大膳大夫分国

周防佐波郡真尾村

文化四丁卯

浄土宗

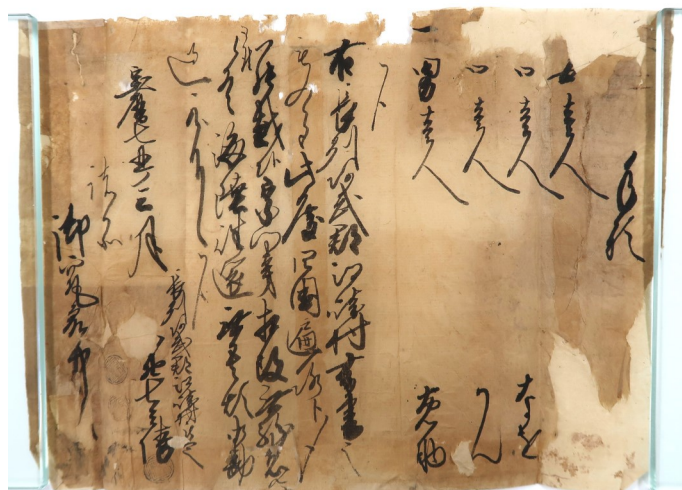
普明寺印

所々
御関所

4 庄屋発給の往来手形

宝暦7年(1757)／小野家文書426

阿武郡江崎村（現萩市）の庄屋が、同村のなお等4名が四国巡礼に出るに際し発給した往来手形です。身元証明、旅の目的、諸国通行の許可依頼の文言からなる基本的な形の往来手形です。



手形

□女老人

□同老人

□同老人

一男老人

以上

「」

なを

かん

恵助

右長州阿武郡江崎村前書之

ものとも、此度四国遍路トシテ

罷越候、宗門旁相改無紛者共ニ

御座候条、海陸往還無其煩御勘

過可被下候、以上

宝暦七丑ノ三月

長州阿武郡江崎村庄屋

□野七兵衛印

諸所
御究衆中